



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 17 日 (火)
第 7 8 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (365) (障害福祉課) 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (366) (〃) 2 介護保険法施行令による調査員養成研修機関の指定 (367) (長寿社会課) 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律による 廃止前の結核予防法による医療機関の指定の辞退 (368) (米子保健所) 5 鳥取県景観形成規則別表第 1 に規定する様式 (369) (景観まちづくり課) 5 県営土地改良事業計画の決定 (370) (耕地課) 16 保安林の解除予定 (371) (森林保全課) 17 基本測量の実施 (372) (県土総務課) 17 基本測量の終了 (373) (〃) 17 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (374) (中部総合事務所福祉保健局) . . 18 指定介護予防サービス事業者の指定 (375) (〃) 18 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (376) (〃) 18 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (377) (〃) 19 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (378・379) (中部総合事務所農林局) 19 土地改良区の役員の退任 (380) (〃) 20 土地改良区の役員の就任 (2 件) (381・382) (〃) 20 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (383) (西部総合事務所福祉保健局) 21 森林病虫害の駆除命令 (384) (西部総合事務所農林局) 21
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) 22
◇ 病院局告示	鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託 (2) (総務課) 22
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 22 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 30
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (長寿社会課) 31 公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (2 件) (教育委員会教育センター) 34 落札者の決定 (病院局総務課) 37

告 示

鳥取県告示第 365 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	柳 宏司	米子市両三柳1880 医療法人 同愛会 博愛病院
耳鼻咽喉科頭頸部外科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	藤原 和典	米子市西町36-1 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院
"	"	森實 理恵	"
"	"	夜陣 真司	"
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	山根 成之	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
整形外科	肢体不自由	山本 清司	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

鳥取県告示第 366 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	育成・更生医療 (眼科、耳鼻いんこう科、整形外科、中枢神経、心臓脈管外科、じん臓、小腸)	平成 19 年 4 月 1 日

理事長 谷口宗弘	倉吉市上井町一丁目13	医療法人清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目13	育成・更生医療 (じん臓)	〃
〃	〃	医療法人清生会 谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡琴浦町大字八橋511	〃	〃
日本赤十字社	東京都港区芝大門1-1-3	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	育成・更生医療 (整形外科)	〃
鳥取医療生活協同組合 組合長 理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	育成・更生医療 (小腸)	〃
社団法人鳥取県中部医師会 会長 池田宣之	倉吉市旭田18	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	育成・更生医療 (整形外科)	〃
独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘2-5-21	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	育成・更生医療 (整形外科、じん臓、じん移植)	〃
理事長 渡邊 淳子	米子市両三柳1880	医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	育成・更生医療 (眼科、整形外科)	〃
竹内功	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	育成・更生医療 (整形外科、じん臓)	〃
医療法人共済会清水病院 理事長 清水正人	倉吉市宮川町129	医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	育成・更生医療 (整形外科)	〃
三宅茂樹	鳥取市大杵 390-33	吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市東品治 111-1	育成・更生医療 (じん臓)	〃
医療法人社団坂根矯正歯科 理事長 坂根令一	米子市米原一丁目1-22	坂根矯正歯科	米子市明治町131	育成・更生医療 (歯科矯正)	〃
福本潤二	鳥取市富安 2-150-3-1405	潤歯科医院	鳥取市栄町207	〃	〃
森脇祥博	境港市 中野町 1893-1	森脇歯科医院	境港市 中野町 1893-1	〃	〃
谷本保介	鳥取市湖山町東五丁目504-18	医療法人谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目504-18	〃	〃

国立大学法人鳥取大学医学部附属病院病院長石部裕一	米子市西町 36-1	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	育成・更生医療(眼科、耳鼻いんこう科、口腔、整形外科、形成外科、中枢神経、心臓脈管外科、じん臓、じん移植、小腸、歯科矯正、免疫)	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁目 220	鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	育成・更生医療(眼科、耳鼻いんこう科、口腔、整形外科、中枢神経、脳神経外科、心臓脈管外科、じん臓、小腸、免疫)	〃
医療法人育生会高島病院理事長浦辺千晶	米子市中町 75	高島病院	米子市西町 6	育成・更生医療(整形外科、中枢神経、脳神経外科、心臓脈管外科、小腸)	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会業務担当理事田中謙	境港市米川町 44	社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港総合医院	境港市米川町 44	育成・更生医療(整形外科、じん臓)	〃
独立行政法人労働者健康福祉機構	神奈川県川崎市幸区堀川町 580	山陰労災病院	米子市皆生新田 1-8-1	育成・更生医療(整形外科、心臓脈管外科、じん臓)	〃
理事長野島文夫	倉吉市瀬崎町 2714-1	医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1	育成・更生医療(眼科)	〃

鳥取県告示第 367 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 7 第 1 項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	平成 19 年 4 月 4 日

鳥取県告示第 368 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定による廃止前の結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
武田医院	西伯郡伯耆町溝口 266-3	平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県告示第 369 号

鳥取県景観形成規則（平成 19 年鳥取県規則第 7 号）別表第 1 に規定する様式を、次のとおり定めたので告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式第 1 号

景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）

行為の種類：景観法第 16 条第 1 項第 1 号（建築物の建築等）及び同項第 2 号（工作物の建設等）

行為地：				
景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)		
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>	
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

<p>外 観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 <p>※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>															
<p>色 彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="347 770 895 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法－三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <p>※商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p>	有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0. 1R～10R	6 以下	4 以下	0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下	上記以外の色相	6 以下	2 以下	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	
有彩色の色相	彩 度																
	商業地域等	その他															
0. 1R～10R	6 以下	4 以下															
0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下															
上記以外の色相	6 以下	2 以下															
<p>素 材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>															
<p>緑 化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の 3 パーセント以上を緑化すること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>															

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

様式第 2 号

景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）

行為の種類：景観法第 16 条第 1 項第 1 号（建築物の建築等）及び同項第 2 号（工作物の建設等）

行為地：			
景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)	
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあつては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合は、その路肩から 5 メートル（沿道景観形成区域にあつては 20 メートル）以上後退した位置とすること。 ※幹線道路とは県道、広域農道及び岸本町道岸本大原線をいう。以下この表において同じ。 ・沿道景観形成区域外の建築物等（住宅等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。）を除く。）は隣地との境界線から 5 メートル以上離れた位置とし、当該区域内の建築物等及び当該区域外の住宅等は、隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）以外の建築物等の高さは 20 メートル（山上景観保全区域にあつては 13 メートルとし、周辺樹木の高さがそれら以下の場合は当該樹木の高さとする。）を超えないこと。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 <p>※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 	<input type="checkbox"/>								
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法－三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0. 1R～10R	2 以下	0. 1YR～5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<input type="checkbox"/>
有彩色の色相	彩 度									
0. 1R～10R	2 以下									
0. 1YR～5Y	4 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・その地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 	<input type="checkbox"/>								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の 3 パーセント以上を緑化すること。 	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。 ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<input type="checkbox"/>								

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

様式第 3 号

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類：景観法第 16 条第 1 項第 1 号（建築物の建築等）及び同項第 2 号（工作物の建設等）

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（住宅等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。）及び沿道広告等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等をいう。）を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から 5 メートル（北条砂丘景観形成区域にあつては、国道 9 号の南側に接する場合に限り 20 メートル）以上後退した位置とし、敷地上の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 ※幹線道路とは国道 9 号及び国道 431 号をいう。 ・北条砂丘景観形成区域（国道 9 号の北側に限る。）及び弓ヶ浜景観形成区域内の建築物等（住宅等を除く。）は、隣地との境界線から 5 メートル以上離れた位置とし、それらの区域外の建築物等及びそれらの区域内の住宅等は隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 <p>※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあつては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 	<input type="checkbox"/>								
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法－三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0. 1R～10R	2 以下	0. 1YR～5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<input type="checkbox"/>
有彩色の色相	彩 度									
0. 1R～10R	2 以下									
0. 1YR～5Y	4 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 	<input type="checkbox"/>								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の 3 パーセント以上を緑化すること。 	<input type="checkbox"/>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<input type="checkbox"/>								

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

様式第4号

景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）第13条各号の追加行為

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・屋根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。））に関する基準			
変 更 後 の 形 状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準			
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
遮 へ い	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	<input type="checkbox"/>	

緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>									
条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準											
方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	<input type="checkbox"/>									
緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>									
(条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい} ）に関する基準											
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	<input type="checkbox"/>									
遮へい	・展望地等から堆積 ^{たい} されている物件が見えないよう遮へいすること。	<input type="checkbox"/>									
	・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。	<input type="checkbox"/>									
	・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。	<input type="checkbox"/>									
	<table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相		彩 度	0.1R～10R	4 以下	0.1YR～5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	
	有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	4 以下										
0.1YR～5Y	6 以下										
上記以外の色相	2 以下										
※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法－三属性による色の表示方法）による。											
※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。											
条例第13条第4号（特定照明）に関する基準											
方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>									

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

様式第5号

景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）第13条各号の追加行為

行為地：	
景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)

共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあつては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>	
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。））に関する基準				
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・急斜面は避けること。 	<input type="checkbox"/>		
変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 	<input type="checkbox"/>		
条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準				
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう周囲に植栽を設置すること。 	<input type="checkbox"/>		

緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>									
条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準											
方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	<input type="checkbox"/>									
緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>									
条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の ^{たい} 堆積）に関する基準											
位置	・沿道景観形成区域にあつては、道路等に敷地が接する場合には、その境界線から20メートル以上後退すること。	<input type="checkbox"/>									
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	<input type="checkbox"/>									
遮へい	・展望地等から ^{たい} 堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。	<input type="checkbox"/>									
	・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。	<input type="checkbox"/>									
	・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。	<input type="checkbox"/>									
	<table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相		彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	
	有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	2以下										
0.1YR～5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
<p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法－三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>											
条例第13条第4号（特定照明）に関する基準											
方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

様式第6号

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）第13条各号の追加行為

行為地：

景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)		
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	<input type="checkbox"/>	
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。））に関する基準				
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・急斜面は避けること。 	<input type="checkbox"/>		
変 更 後 の 形 状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①のり面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 	<input type="checkbox"/>		
条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準				
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 	<input type="checkbox"/>		
遮 へ い	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	<input type="checkbox"/>		
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	<input type="checkbox"/>		
条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準				
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 	<input type="checkbox"/>		

緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>									
条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の ^{たい} 堆積）に関する基準											
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	<input type="checkbox"/>									
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から^{たい}堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により、遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">有彩色の色相</td> <td style="text-align: center;">彩 度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R～10R</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR～5Y</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の色相</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法－三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2 以下	0.1YR～5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
有彩色の色相	彩 度										
0.1R～10R	2 以下										
0.1YR～5Y	4 以下										
上記以外の色相	2 以下										
条例第13条第4号（特定照明）に関する基準											
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>									

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

鳥取県告示第 370 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業加勢蛇西2期地区農業用排水施設、農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年4月17日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 371 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端572の1・572の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端591の4・591の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 372 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 基本測量（1：25,000 地形図修正測量）

2 作業期間 平成 19 年 4 月 9 日から平成 20 年 3 月 24 日まで

3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第 373 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000 地形図修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県告示第 374 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台 2-9	ニチイケアセンター 大栄	東伯郡北栄町西園 506-1	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	ニチイケアセンター 倉吉	倉吉市東巖城 120-1	〃

鳥取県告示第 375 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社みやがわ温泉保養所 代表取締役 宮川鐵男	東伯郡湯梨浜町大字長江 202-6	株式会社 みやがわ温泉保養所	東伯郡湯梨浜町大字長江 202-6	介護予防通所介護	平成 19 年 4 月 9 日

鳥取県告示第 376 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
----------------	----------------	---------------------	----------------------	-------

株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台2-9	ニチイケアセンター 大栄	東伯郡北栄町西園 506-1	平成19年4月1 日
〃	〃	ニチイケアセンター 倉吉	倉吉市東巖城120- 1	〃

鳥取県告示第377号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶷	東京都千代田区神田 駿河台2-9	ニチイケアセンター 倉吉	倉吉市東巖城120- 1	平成19年4月 1日

鳥取県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124
理 事	萬 場 善 明	倉吉市国分寺261
理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
理 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565-2
理 事	早 田 博 之	倉吉市横田698
理 事	伊 藤 一 美	倉吉市福光263
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624
理 事	早 田 重 喜	倉吉市横田704
監 事	牧 田 末 広	倉吉市福光584-6
監 事	小 谷 禮 次 郎	倉吉市国分寺294

平成19年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124
理 事	牧 田 末 広	倉吉市福光584-6
理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
理 事	早 田 博 之	倉吉市横田698
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624

監 事 小 谷 禮次郎 倉吉市国分寺294
監 事 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2
平成19年4月1日就任 任期 3年

鳥取県告示第 379 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

監 事 米 田 勲 倉吉市鴨河内1001
監 事 上 田 新一 倉吉市福守町189-16
監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
監 事 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266

平成19年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 上 田 新一 倉吉市福守町189-16
監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
監 事 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266
監 事 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008

平成19年4月5日就任 任期 3年

鳥取県告示第 380 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 崎 豊 善 東伯郡湯梨浜町大字久留162

平成19年3月18日退任

鳥取県告示第 381 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所
 理 事 宮 脇 正 道 東伯郡湯梨浜町大字泊752
 平成19年3月6日就任 任期 平成20年4月5日まで

鳥取県告示第 382 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所
 理 事 油 本 武 義 東伯郡北栄町六尾443
 平成19年3月25日就任 任期 平成20年4月6日まで

鳥取県告示第 383 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
米子市	米子市加茂町一丁目1	あかしや	米子市夜見町330-3	児童デイサービス	平成19年4月16日

鳥取県告示第 384 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成 19 年 6 月 4 日から同年 7 月 15 日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 4 月 19 日 (木) 午後 1 時 45 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 19 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
 - (2) その他

病院局告示

鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- 1 委託の相手
株式会社コアズ鳥取支社
- 2 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 20 日付鳥取県告示第 256 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

平井 孝一	岩美郡岩美町大字洗井字中瀬 173 の 6
〃	岩美郡岩美町大字洗井字中瀬 173 の 8
山口 正実	岩美郡岩美町大字洗井字倉掛 442 の 3
〃	岩美郡岩美町大字洗井字倉掛 442 の 4
〃	岩美郡岩美町大字洗井字倉掛 447 の 2
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字倉掛 459 の 4（次の図に示す部分に限る。）
〃	岩美郡岩美町大字洗井字才ノ岡 527 の 2
寺垣 晴子	〃
寺垣 保夫	〃
寺垣重三郎	岩美郡岩美町大字洗井字井手下 532
平井 竹藏	岩美郡岩美町大字洗井字井手下 533
寺垣重三郎	岩美郡岩美町大字洗井字井手下 534
平井 成公	岩美郡岩美町大字洗井字井手下 535 の 1
〃	岩美郡岩美町大字洗井字井手下 535 の 2
高垣正太郎	岩美郡岩美町大字洗井字西側 1695
平井 龍雄	岩美郡岩美町大字洗井字向山 1899 の 2
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字横尾上 1923 の 1
井本 鹿藏	岩美郡岩美町大字洗井字横尾上 1924
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1936
寺垣 晴子	〃
寺垣 保夫	〃

寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1936 の 1
寺垣 晴子	〃
寺垣 保夫	〃
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1938
寺垣 晴子	〃
寺垣 保夫	〃
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1940
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1940 の 1
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1943 の 2
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1943 の 5
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1944 の 1
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1944 の 2
〃	岩美郡岩美町大字洗井字丸山 1944 の 4
寺垣 高則	岩美郡岩美町大字洗井字池ノ平 1983
高垣 清一	岩美郡岩美町大字洗井字大鱗谷大山右ノ平 1993 の 2
田中茂一郎	岩美郡岩美町大字洗井字川ソ平上 2021
宮下土毛生	岩美郡岩美町大字洗井字川ソ平上 2027
〃	岩美郡岩美町大字洗井字川ソ平上 2028
寺垣喜代藏	岩美郡岩美町大字洗井字南谷上 2029 の 6
平井 成公	岩美郡岩美町大字洗井字南谷上 2029 の 9
平井 清藏	岩美郡岩美町大字洗井字口ノ谷西側 2034 の 5
平井 成公	岩美郡岩美町大字洗井字口ノ谷西側 2034 の 6
平井 清藏	岩美郡岩美町大字洗井字口ノ谷西側 2034 の 12
平井 成公	岩美郡岩美町大字洗井字雨堤 2035 の 3
高垣 虎雄	岩美郡岩美町大字洗井字雨堤 2035 の 12
平井 勲	岩美郡岩美町大字洗井字高尾林 2037 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺垣 光治	岩美郡岩美町大字鳥越字西岡 226
〃	岩美郡岩美町大字鳥越字西岡 227
寺垣寿美雄	岩美郡岩美町大字鳥越字柿ノ違 375
山本 福美	岩美郡岩美町大字鳥越字広崎 960 の 2
〃	岩美郡岩美町大字鳥越字広崎 960 の 6
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字野中 585 の 1
〃	岩美郡岩美町大字洗井字野中 586
平井 國藏	岩美郡岩美町大字洗井字野中 589
平井 百藏	岩美郡岩美町大字洗井字野中 590
岩崎 吉治	岩美郡岩美町大字洗井字野中 597 の 4
〃	岩美郡岩美町大字洗井字野中 598
井本幸十郎	岩美郡岩美町大字洗井字塚田 600
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字塚田 602
寺垣 東作	岩美郡岩美町大字洗井字塚田 611 の 3
寺垣重三郎	岩美郡岩美町大字洗井字塚田 612
寺垣 益男	岩美郡岩美町大字洗井字地藏前 636 の 2
〃	岩美郡岩美町大字洗井字地藏前 637 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 20 日付鳥取県告示第 257 号）の内容
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中岩 孝好	鳥取市立川町一丁目 171
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 214
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 218 の 1
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 222
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 223
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 210
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
中岩 孝好	鳥取市立川町四丁目 211
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
山本 正一	鳥取市立川町四丁目 219
中岩 光治	〃
中山 香	〃
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
山本 正一	鳥取市立川町四丁目 220
中岩 光治	〃
中山 香	〃
片岡 信子	〃
徳田 渉	〃
生野 弘道	鳥取市湯所町一丁目 775
柏戸 幸子	鳥取市湯所町一丁目 776
宮脇松太郎	鳥取市覚寺字女夫山 779 の 2
宮脇甚九郎	〃
山根小太郎	〃
西村 栄藏	〃
西村 芳藏	〃
青木 岩藏	〃
青木多郎吉	〃
竹内 武藏	〃
田中 音造	〃
田中梅太郎	〃
平井 ふき	〃
平井 治美	〃
平井 長藏	〃
浅井 榮藏	〃
浅井 岨三	〃

上根 宜幸	鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1113
〃	鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1114
山本善次郎	鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1134

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年3月20日付鳥取県告示第258号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井畑 博範	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山 62 の 3
古井才三郎	〃
高柴庄三郎	〃
木下益治郎	〃
木下儀一郎	〃
井畑 博範	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山 63
古井才三郎	〃

高柴庄三郎	〃
村上浅治郎	〃
木下 正知	〃
木下益治郎	〃
遠藤 潔	日野郡日南町阿毘縁字緑屋彦塔 1769 の 2
〃	日野郡日南町阿毘縁字緑屋彦塔 1770
古井 敏彦	日野郡日南町阿毘縁字緑屋藤吉山 1778
古井 友藏	〃
木下 正文	日野郡日南町阿毘縁字緑屋才ノ峠 1784 の 1
足立 毘芳	日野郡日南町阿毘縁字日向悪道山 2918
別所文太郎	〃
木下 正知	〃
森脇 新市	日野郡日南町阿毘縁字御墓山 2954 の 1
森脇吉太郎	〃
木下 正知	〃
森脇 利宜	日野郡日南町阿毘縁字高橋山 2956 の 23
〃	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 5
足立千代子	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 11
〃	日野郡日南町阿毘縁字宮ノ上エ 2958 の 22
伊豆葉三保子	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 1
岸 助八	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 8
木村 金藏	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 11
林 喜作	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 12
伊豆葉三保子	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 14
木村 金藏	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 25
岸 助八	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 28
〃	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 54 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日南町下阿毘縁字中谷 737 の 58
木村 義明	日野郡日南町下阿毘縁字小屋床山 748
木村 信明	〃
木村 博明	〃
山城 能之	日野郡日南町下阿毘縁字金井谷山 749
坪倉 喜八	〃

木下 正知	〃
岩田 重徳	日野郡日南町下阿毘縁字滝ノ上山 750
山城 能之	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福田 名正	日野郡日南町笠木字小屋ヶ谷 2981 の 2
-------	------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全
課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
 イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成 19 年 5 月 7 日 午前 10 時から午後 4 時まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成 19 年 5 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習		平成 19 年 5 月 28 日 午前 10 時から午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁県議会棟 2 階執行部控 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5 時間
 イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
 イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
 この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県福祉施設・医療機関等情報公表システム開発等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 19 年 5 月 17 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

ただし、平成 19 年 9 月 30 日までに(1)のシステムを稼働させるものとする。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 4 月 23 日（月）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 4 月 17 日（火）から同年 5 月 15 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 19 年 4 月 17 日（火）から同年 5 月 15 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 入札日から遡って過去 5 年間で次に掲げる要件をすべて満たす者であること。（一の実績で両方を満たすか、又は二以上の実績でア及びイそれぞれを満たしても可とする。）

ただし、ア、イとも自社で開発し納入した実績とする。

ア XML（Extensible Markup Language）技術を使ったシステムを開発し、企業（自社及び関連企業を除く。）その他団体に納入した実績があること。

イ インターネット閲覧用に情報を登録し、利用者が当該情報を検索し、及び比較することができるシステムを開発し、企業（自社及び関連企業を除く。）その他団体に納入した実績があること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部長寿社会課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県福祉保健部長寿社会課介護保険担当

電話 0857-26-7175

電子メールアドレス choujushakai@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
平成 19 年 4 月 17 日 (火) から同月 24 日 (火) までの間にインターネットのホームページ
(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=33667>) から入手するものとする。ただし、これにより
難しい者には、次により直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
平成 19 年 4 月 17 日 (火) から同月 24 日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から
午後 4 時まで
- イ 交付場所
(1) に同じ。
- (3) 郵便等による入札
不可とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成 19 年 5 月 15 日 (火) 午後 2 時
鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の (1) の場所に平成 19 年 5 月 1 日 (火) 午後 4 時までに提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
- なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び

会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

学校情報公開システムの賃貸借 一式

(2) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目 201

鳥取県教育センター Torikyo-NET 管理室

(3) 調達案件の仕様等

5 の(2)により交付するプロポーザル参加要領(以下「参加要領」という。)において示すところによる。

(4) 予算額

月額 250 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)なお、この金額は、学校情報公開システム(以下「システム」という。)の更新及び運用費用を含み、システムの本稼働日である平成 19 年 7 月 1 日から発生するものとしている。

(5) 借入期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加表明することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 19 年 4 月 17 日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成 19 年 4 月 17 日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件業務の企画提案書の提出までに、平成 18 年鳥取県告示第 841 号(物品等の売買、修理等及び役務の

提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、リース・レンタルに係るものを有していること。

(5) 参加要領において示す基本更新方針を満たす者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、学校関係者等で構成する学校情報公開システム更新企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行う。

4 最優秀提案者の選定

評価委員会の評価で最も高い得点を獲得した者を、鳥取県教育センター所長が最優秀提案者として選定する。

5 手続等

(1) 担当部局

鳥取県教育センター 情報教育課 (担当 小椋 崇喜)

住所 〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目 201

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) プロポーザル参加要領等の交付

平成 19 年 4 月 17 日(火) から同月 25 日(水) までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に(1)の担当部局で交付する。

(3) 参加資格を有することを証明する資料の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に示すところにより、この参加資格を有することを証明する資料を作成し、(1)の担当部局に、平成 19 年 4 月 25 日(水)午後 5 時までに持参すること。

(4) 企画提案書の提出

参加要領に示すところにより企画提案書を作成し、(1)の担当部局に平成 19 年 5 月 2 日(水) 午後 5 時までに持参すること。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に示すところにより、質問書を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して、(1)の担当部局に、平成 19 年 4 月 20 日(金) 午後 5 時までに提出すること。

6 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは 4 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加する者の負担とする。

(2) 詳細は、参加要領による。

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

テレビ会議システムの賃貸借 一式

(2) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目 201

鳥取県教育センター Torikyo-NET 管理室

(3) 調達案件の仕様等

5 の(2)により交付するプロポーザル参加要領 (以下「参加要領」という。)において示すところによる。

(4) 予算額

月額 109 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)。なお、この金額は、テレビ会議システム (以下「システム」という。)の導入及び運用費用を含み、システム本稼働日である平成 19 年 7 月 1 日から発生するものとしている。

(5) 借入期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 4 月 17 日 (火) から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成 19 年 4 月 17 日 (火) から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出までに、平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、リース・レンタルに係るものを有していること。
- (5) 参加要領において示す基本導入方針を満たす者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、学校関係者等で構成するテレビ会議システム導入企画提案書評価委員会 (以下「評価委員会」という。)において行う。

4 最優秀提案者の選定

評価委員会の評価で最も高い得点を獲得した者を、鳥取県教育センター所長が最優秀提案者として選定する。

5 手続等

(1) 担当部局

鳥取県教育センター 情報教育課 (担当 小椋 崇喜)

住所 〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目 201

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyohou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) プロポーザル参加要領等の交付

平成 19 年 4 月 17 日 (火) から同月 25 日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に(1)の担当部局で交付する。

(3) 参加資格を有することを証明する資料の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に示すところにより、この参加資格を有することを証明する資料を作成し、(1)の担当部局に、平成 19 年 4 月 25 日 (水) 午後 5 時までに持参すること。

(4) 企画提案書の提出

参加要領に示すところにより企画提案書を作成し、(1)の担当部局に平成 19 年 5 月 2 日 (水) 午後 5 時までに持参すること。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に示すところにより、質問書を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して、(1)の担当部局に、平成19年4月20日(金)午後5時までに提出すること。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加する者の負担とする。

(2) 詳細は、参加要領による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月17日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院警備保障及び休日・夜間等救急受付業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成19年3月5日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社コアズ鳥取支社 鳥取市扇町116
5 落札金額	105,525,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入札公告日	平成19年1月23日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局総務課 倉吉市東昭和町150